

Title	貞享暦を記した陶器碗
Sub Title	An excavated ceramic bowl with a partial printing of the Jokyo reki (貞享暦)
Author	森本, 伊知郎(Morimoto, Ichiroh)
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.2/3 (1990. 7) ,p.25(195)- 48(218)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19900700-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貞享曆を記した陶器碗

森 本 伊知郎

目次

- 1 はじめに
- 2 遺物の特徴及び出土状況
- 3 曆の内容
- 4 民間信仰との関連
- 5 まとめ

1 はじめに

近年わが国では各地で近世、江戸時代の遺跡が調査され様々な観点から研究が行われている。近世は政治史、経済史、社会史などの分野における文献史的な研究成果が蓄積されている時代であり、その中で考古学的研究がどのような役割を果たしているのか、また歴史復元という脈絡のなかで文献史学、民俗学などの関連する諸領域とどのような形で総合化および検証を行うかという問

題は重要な課題となっている。上記のような関心を抱きつつ筆者は主に消費地遺跡から出土した近世陶磁器の研究を行ってきたが（森本 一九八六 一九八九^a、^b）、本稿では最近江戸府内の遺跡から出土した江戸時代の年号、曆を記した陶器碗について取り上げ、いくつかの検討を行うことにしたい。

これらの遺物は主に二つの点で重要と思われる。第一には年号を有することから遺物や出土した遺構の年代を推定する有効な資料となりうる点である。第二には曆としての資料の意味である。「日読み」から発したといわれる曆は本来「季節の推移、循環を把握するための抽象的な技術」（広瀬 一九七八）であり、さらに日時、方角の吉凶、禁忌、折り目の日などを人々に指示する基準ともなっていた。このような点から、曆にはその曆を使用した人々の時間に対する認識や日常の生活感の一端が反映

されていると考えられる。わが国の暦の歴史上、江戸時代は初めて日本人による暦が完成したこと、幕府によって内容の統制された暦が民間にもかなり普及したことなどから大きな画期となった時期であると考えられている。本稿では出土遺物を紹介すると共に、暦としての側面から考察を加えることにしたい。遺物に記された暦は当時の仮名暦の全てではなく、ある部分を選択されているようである。ここでは選択されている内容の検討を通じ、本来は禁止されていたはずのこのような製品が製作された目的についても考えてみたい。

2 遺物の特徴及び出土状況

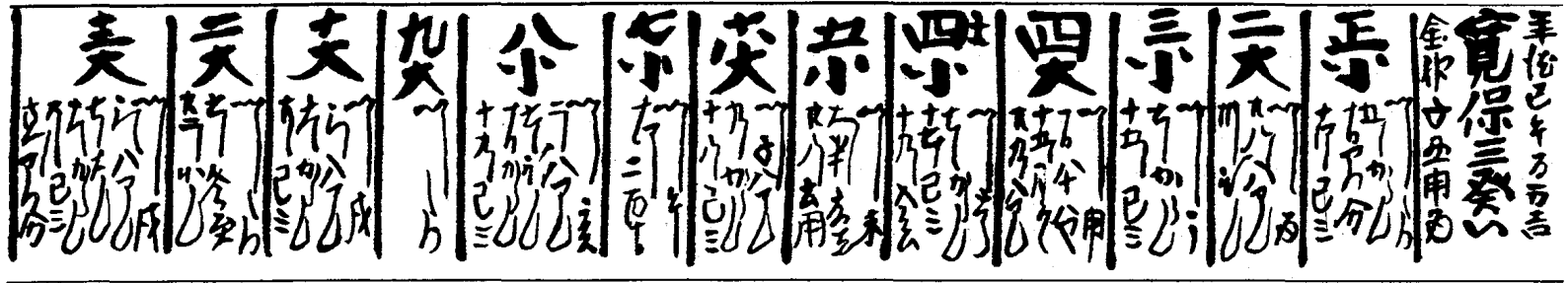
(1) 資料1 白金館址遺跡出土遺物 (図1)

図1は東京都港区の白金館址遺跡 (特別養護老人ホーム建設用地) 一七〇号遺構から出土した陶器碗である (白金館址遺跡調査会 一九八八a 陶器碗No.22)。ほぼ完存の状態で大きさは口径8・9cm、高台径5・0cm、高さ6・3cm、腰部からほぼ垂直に立ち上がる筒形の器形である。高台部を除き灰釉が施釉され、外面釉上に色絵の上絵付で寛保三 (一七四三) 年の年号と正月から十二月までの暦が記されている。日付と暦注は赤絵具で描

かれ良く残っている。年号、月、月の間の縦線は赤色に他の絵具を混じえている。部分的に剝離しているが絵具の輪郭から文字を読み取ることができる。生産地は胎土の状態から信楽、京都などの可能性が考えられるが、現在のところ生産地での類例に乏しく明かではない。製作年代は上絵付の年号から一七四三年をそれほど遡らない時期と考えられる。上絵付は本焼きした器に絵を付けて再び低温 (七百〜八百度) で焼き付ける技法であり、器の生産地以外の場所、例えば江戸などに持ち込まれて上絵付のみが行われた可能性も考えられるであろう。⁽¹⁾

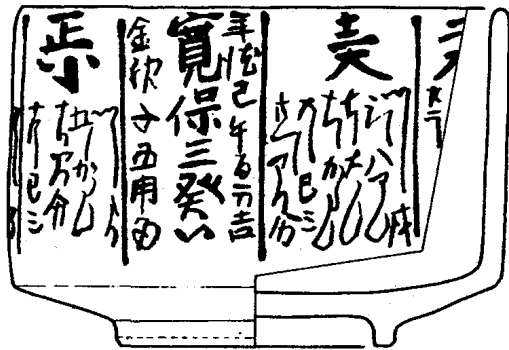
白金館址遺跡は港区白金台五丁目に位置する。⁽²⁾ 発掘調査の結果、本遺跡は江戸時代、なかでも十八世紀以降の遺構、遺物が主体的に発見された。文献記録や絵図類の調査によると、本遺跡の所在する区画は江戸時代初頭には増上寺領であったが、寛文四 (一六六四) 年に高松藩松平家の下屋敷及び抱屋敷が設けられている。その後調査区域を含む松平家下屋敷の東側部分は土地の相對替が行われ、安永年間 (一七七二〜一七八〇) 頃、北側に西丸書院番与力同心大縄地、宝曆六 (一七五六) 年以降、南側に旗本屋敷地が設けられ、その地割りでは明治時代をむかえている (山形 一九八九)。一七〇号遺構は屋敷絵

図1 白金鐘址遺跡出土土陶器碗 (資料1)



年徳巳午百万吉
寛保三癸い (一七四三年)
金神子丑申酉
正小 一日 たつ (辰)
五日 かうしん(庚申)
十日 セツ分 (節分)
十四日 己ミ (己巳)
二天 一日 酉
廿八日 八セン (八專)
三小 卅日 ひかん (彼岸)
一日 う (卯)
六日 かうしん(庚申)
十五日 己ミ (己巳)
四大 一日 申
十五日 月そく (月食)
廿九日 八セン (八專)
四小 一日 とら (寅)
七日 かうしん(庚申)
十六日 己ミ (己巳)
十九日 入はい (入梅)
五小 一日 未
廿八日 土用
半夏生

一日 子八セン(八專)
九日 かうしん(庚申)
十八日 己ミ (己巳)
六天 一日 午
七小 十四日 二百十日
八小 一日 亥
二日 八セン (八專)
六日 ひかん (彼岸)
十日 かうしん(庚申)
十九日 己ミ (己巳)
九大 一日 たつ (辰)
十大 一日 戌
三日 八セン (八專)
十一日 かうしん(庚申)
廿日 己ミ (己巳)
十一大 七日 冬至
廿二日 小かん (小寒)
十二天 一日 戌
七日 八かん (大寒)
十一日 かうしん(庚申)
廿一日 己ミ (己巳)
廿二日 セツ分 (節分)



其字體を記した陶器碗

図の照合によれば安永年間に松平家拝領地から書院番大縄地に切坪された区画に含まれると考えられる。遺構内で共伴する遺物としてはコンニャク判を用いた肥前産の磁器小碗、灰釉、鉄釉を掛け分けた瀬戸美濃産の腰鏝碗、「泉湊伊織」銘の焼塩壺などがある。出土遺物は若干の年代幅を有するものの寛保三年を含む十八世紀前半から中葉の時期の遺物が主体的に出土しているといえる。十八世紀中葉は土地拝領者の変動のある時期であり、また拝領者本人が居住していたかが問題となるが、一七〇号遺構は松平家下屋敷の振替後、書院番大縄地の設置以前の居住者により残された遺構と考えることができよう。

(2) 資料2 旧芝離宮庭園遺跡出土遺物(図2)

図2は港区旧芝離宮庭園遺跡B-7、12区、7層から出土した資料である(旧芝離宮庭園遺跡調査団 一九八八陶器碗No.179)。約三分の一を欠損するが、大きさは復元値で口径9.5cm、高台径5.3cm、高さ6.8cm。図1の資料に類似する筒形の陶器碗である。同様に高台部を除き灰釉が施釉され、外面に上絵付で五月から十二月までの暦が記されている。上絵付は良好に保存されており、色使いは資料1と同様である。年号が記されたと

思われる部分は欠損しており、この状態からは何年の暦であるかは不明である。図1の資料と比較するとやや大型で釉の発色や文字の筆致は若干異なるが、胎土や器形の特徴は類似しており、生産地や製作年代は共通する可能性が高いと思われる。

旧芝離宮庭園遺跡は港区海岸一丁目に位置する。旧芝離宮庭園の所在する埋立地は延宝六(一六七八)年に小田原藩大久保加賀守忠朝の拝領屋敷となり文政元(一八一八)年までの百四十年間小田原藩の上屋敷として使用されたという(松田一九八八)。調査区域は庭園の南西及び南側の一角に当り、B-7、12区は天明二(一七八二)年に掘割埋立の行われた区域に含まれる。7層は石垣の基礎及び裏込め層とされている。

以上の二点の遺物はいずれも江戸府内の武家地の遺跡から出土している。但しこれらが当時の土地の拝領者と直接的な関連を有する遺物であるかについては検討の余地がある。それは居住者とは無関係な廃棄物が何らかの理由で遺跡にもたらされた可能性と共に武家地の拝領町屋化の問題があるからである。資料1については遺構内出土遺物であることからひとまず松平家下屋敷の振替

後、書院番大縄地設置以前の該地の居住者が残した遺物と考えておくことにしたい。資料2については石垣の基礎、裏込め層からの出土であり、土木事業などに伴い混入した遺物である可能性もある。ここに図示した二点の資料以外にも、ほぼ同種と考えられる暦を記した陶器碗の破片資料は現在東京都内の何カ所かの遺跡から出土している。従って今後の近世遺跡の調査の進展に伴って類々の資料は増加する可能性がある。また現在までの出土分布をみると江戸府内の距離を隔てた地点から数点ずつが出土している状況であり、比較的限制された範囲で生産された可能性が考えられる。

3 暦の内容

(1) 江戸時代の暦法の変遷

明治六(一八七三)年の太陽暦採用以前にわが国では太陰太陽暦が用いられていたが、その中でも暦日の計算方法が各々異なる九種類の暦法が使用されていた。それゆえ遺物に記された暦の検討に入る前に江戸時代の暦について簡単に触れておく必要があるだろう。記録に「暦」という言葉が現れるのは『日本書紀』卷十九 欽明天皇十四(五五三)年六月の条にある「医博士・易博士・暦

博士ら、番に依りて上き下れ……」という勅命が初見とされている(広瀬 一九七八他)。また公式に暦法が採用されたのは、『日本書紀』持統天皇四(六九〇)年十一月に「始めて元嘉暦と儀鳳暦を行う」とあり、一般的には同六年から施行されたと考えられている。その後七六三年から「大衍暦」、八五八年から「五紀暦」、八六二年から「宣明暦」が施行され一六八四年までの八二三年間使用されたという⁽³⁾。元嘉暦は中国の南朝宋、他はいずれも唐の暦法である(内田 一九八六)。

太陰太陽暦は基本的に月の満ち欠けの周期に基づく暦である。月は約二十九日半の周期で満ち欠けする(一朔望月)。その十二倍は三五四日で一太陽年には十一日あまり不足となる。この不足は三年で三十三日となるので、そのときは閏月を置き一年を十三ヶ月として季節との調和をはかるのが太陰太陽暦の特徴である。閏月は約十九年に七回置くのが正解といわれている。但し月の運行は大変複雑なため、定朔による太陰太陽暦の月の大小は多様な組合せとなる⁽⁴⁾。また暦法によっても暦日の計算方法は各々異なるため、月の大小や閏月の配置、日月食予報などに若干の相違が存在し、日時、方角の吉凶禍福などに関する暦注にも時代ごとに流行があったという

(内田 一九八六他)。

宣明暦は優秀な暦法であったといわれているが、江戸時代に入ると長期間の使用によって天上の太陽の運行と二日ほどの遅れを生じるようになり、また日月食予報の精度も低下してきたため、にわか改暦の気運がたかまった。和算で有名な関孝和なども暦の研究を行っていたが、結局改暦の事業に成功したのは幕府の碁方を務めていた渋川春海であった。春海は『天経惑問』などの西洋天文学の漢訳書の研究を通じて、中国と日本の里差(経度差)を考慮した暦法を完成し、貞享二(一六八五)年から「貞享暦」として施行されることになった。貞享暦は日月食予報にかなりの精度の向上をもたらしたといわれている。貞享改暦によってはじめて中国の暦ではない日本独自の暦法が完成したことになる。幕府は貞享改暦を機に全国的な暦の内容、発行の統一をはかり、江戸の天文方が天文学的事項を、京都の幸徳井家が暦注部分を担当し、各地での勝手な暦の記載や出版は許されなくなったという(内田 一九七五b、渡辺 一九七六)。このことはまた実質的な編暦権がはじめて朝廷側から幕府側に移ったことを意味するといえる。

編暦権をめぐる朝廷陰陽寮側の確執がひとつの原因と

なり貞享暦に代わって宝暦五(一七五五)年から土御門泰邦による「宝暦暦」が施行される。宝暦暦では暦注の内容や彼岸の日付などに一部変更が行われたが天文学的な内容については貞享暦の方法を踏襲していたといわれ、政治的妥協で生まれた暦法(広瀬 一九七八)と評価されている。宝暦暦は暦日計算の不備から宝暦十三(一七六三)年九月朔日の日食予報に失敗する。そのため寛政十(一七九八)年から再び幕府天文方による「寛政暦」に改暦される。その後弘化元年(一八四四)から最後の太陰太陽暦となる「天保暦」が施行され、明治六(一八七三)年の太陽暦採用まで使用されたという。

江戸中期以降全国の暦屋は幕府によって四十数名に限定されている。江戸市中では元禄十(一六九七)年から暦の発行、販売は十一人の暦問屋仲間に制限され、それ以外の者の暦商売は禁止されていた。享保三(一七一八)年には次のような町触が出されている。

「来亥之暦板行之儀、板木屋拾壱人え写本相渡、暦類板行商売申付候、依之右十壱人より外、脇々にて暦類板行一切仕間敷候、若相背板行仕候者有之候ハ、急度可申付者也、」(御触書寛保集成)

このような町触は天明八年、文政六年などにもくりか

えし出されており一枚刷り、略暦にいたるまで暦の発行は統制されていたことを示している。しかし一方では後半の文言からも推測されるように、許可を得ない私暦、雑暦の類もかなり出回っていたと考えられている。貴族や武士階層には中世以前から手書きによる具注暦がかなり普及していたが、印刷による仮名暦が町人、農民階層にいつごろからどの程度普及していたかは年中行事などとの関連からも興味深い問題と考えられる。

(2) 暦の照合・復元

資料1・2に示した遺物の暦には年号、月の大小、朔日の十二支、各種の暦注が記されている。前述のように太陰太陽暦の月の大小や日付の干支は年ごとに多様な組合せを示すので、それらを照合することによって年号を復元することは可能と考えられる。資料1の寛保三(一七四三)年は貞享暦の使用されていた期間に当たる。資料1の月の大小は正月から「小大小小大小小大大大」朔日の十二支は「辰酉卯申寅未子午亥辰戌辰戌」という組合せになっている。内田正男氏の『日本暦日原典』(内田一九七五a)によると寛保三年の暦日は表1のようになっている。資料1の暦と照合すると月の大小、朔

日の十二支ともに一致しており、このことから資料1は寛保三年の暦であることが確認される。寛保三年は四月に閏月のある年である。

資料2は欠損しており年号は認められないが、資料1との類推からも何年かの暦であることは明かであり、遺物の状態から考えて十二月の左側の部分には年号が記されていたと思われる。残存する部分からこの暦の年号を復元してみたい。資料2は五月から十二月までの暦を読み取ることができる。五月から十二月までの月の大小は「小大小小大大大」、朔日の十二支は「未子午亥巳戌辰戌」という組合せになっている。同書によると江戸時代に五月から十二月がこの組合せになる年は一六一九年、一六五四年、一六八一年、一七四二年、一八〇四年、一八三一年、一八四〇年の七回がある。このうち朔日の十二支が上記の組合せになるのは元和五(一六一九)年と寛保二(一七四二)年の二回である。資料2はこのふたつのうちのどちらかの暦ということになる。これを決めるために太陽の黄道を二十四等分した二十四節気(立春、冬至など)の日付を利用することにしよう。太陰太陽暦では二十四節気は重要な季節の目安となるものであるが、その日付は年によって変動がある。資料2には二

表 1 寛保三（1743）年の暦日

年 号 歳の干支 月 1年の日数	月の 大小	朔日 の 干支	グレゴリオ暦			中 気			節 気		
			年	月	日 (曜)	日	刻	日	刻		
寛保3年 正	小	丙辰	1743	1	26 (土)	雨水	26 (辛巳)	戌 2	立春	11 (丙寅)	未 6
癸亥	2	大 乙酉		2	24 (日)	春分	28 (壬子)	卯 4	啓蟄	13 (丁酉)	子 8
384日	3	小 乙卯		3	26 (火)	穀雨	28 (壬午)	申 6	清明	13 (丁卯)	午 1
	4	大 甲申		4	24 (水)	小満	30 (癸丑)	寅 0	立夏	14 (丁酉)	亥 3
閏	4	小 甲寅		5	24 (金)				芒種	15 (戊辰)	辰 5
	5	小 癸未		6	22 (土)	夏至	1 (癸未)	未 2	小暑	16 (戊戌)	酉 7
	6	大 壬子		7	21 (日)	大暑	3 (甲寅)	暁子 4	立秋	18 (己巳)	卯 1
	7	小 壬午		8	20 (火)	処暑	3 (甲申)	巳 6	白露	18 (己亥)	申 3
	8	小 辛亥		9	18 (水)	秋分	4 (甲寅)	亥 0	寒露	20 (庚午)	丑 5
	9	大 庚辰		10	17 (木)	霜降	6 (乙酉)	辰 2	立冬	21 (庚子)	午 7
	10	大 庚戌		11	16 (土)	小雪	6 (乙卯)	酉 4	大雪	21 (庚午)	子 1
	11	大 庚辰		12	16 (月)	冬至	7 (丙戌)	寅 6	小寒	22 (辛丑)	巳 3
	12	大 庚戌	1744	1	15 (水)	大寒	7 (丙辰)	未 8	立春	22 (辛未)	戌 5

表 2 寛保二（1742）年の暦日

年 号 歳の干支 月 1年の日数	月の 大小	朔日 の 干支	グレゴリオ暦			中 気			節 気		
			年	月	日 (曜)	日	刻	日	刻		
寛保2年 正	大	辛酉	1742	2	5 (月)	雨水	16 (丙子)	未 3	立春	1 (辛酉)	辰 6
壬戌	2	小 辛卯		3	7 (水)	春分	17 (丁未)	子 5	啓蟄	1 (辛卯)	戌 0
355日	3	大 庚申		4	5 (木)	穀雨	18 (丁丑)	巳 7	清明	3 (壬戌)	卯 2
	4	小 庚寅		5	5 (土)	小満	18 (丁未)	亥 1	立夏	3 (壬辰)	申 4
	5	小 己未		6	3 (日)	夏至	20 (戊寅)	辰 3	芒種	5 (癸亥)	丑 6
	6	大 戊子		7	2 (月)	大暑	21 (戊申)	酉 5	小暑	6 (癸巳)	未 0
	7	小 戊午		8	1 (水)	処暑	22 (己卯)	寅 7	立秋	6 (癸亥)	子 2
	8	大 丁亥		8	30 (木)	秋分	23 (己酉)	申 1	白露	8 (甲午)	巳 4
	9	小 丁巳		9	29 (土)	霜降	24 (庚辰)	丑 3	寒露	8 (甲子)	戌 6
	10	大 丙戌		10	28 (日)	小雪	25 (庚戌)	午 5	立冬	10 (乙未)	卯 8
	11	大 丙辰		11	27 (火)	冬至	25 (庚辰)	亥 7	大雪	10 (乙丑)	酉 1
	12	大 丙戌		12	27 (木)	大寒	26 (辛亥)	巳 0	小寒	11 (丙申)	寅 3

十四節氣のうちの冬至(十一月廿五日)、小寒(十二月十一日)、大寒(十二月廿六日)が記されている。これらの日付を曆と照合すると一致するのは寛保二(一七四二)年のみである。従って資料2は寛保二年の曆ということになる。表2は寛保二年の曆日である。寛保二年は資料1の年号の前年に当たると、遺物の特徴が類似するといふ考古学的な知見からも妥当な年代と考えられる。

資料1・2の曆は非常に正確に写されている。このよきな日常品と考えられる陶器碗にまで正確な曆を記した遺物が遺跡から出土したことから考えると、十八世紀中葉の時期に江戸市中ではすでに曆はかなり普及していたことを示すといえるであろう。また太陰太陽曆では翌年の曆の月の大小などは自ら計算しないかぎり曆原稿が出来る上がる十月、十一月ころまで分からなかったという。その点から考えると、製品の上絵付については記された年号の前年末に行われた可能性が高いと思われる。

(3) 曆注について

資料1・2には日付と共に多くの事項が記されているが、その多くは当時の仮名曆に記載されている曆注といわれるものであることが判明した。曆注は大きく区分す

ると曆本来の目的である日を記述するための事項(朔望、二十四節氣、日月食など)と、日時方角の吉凶、禁忌などに關するいわゆる迷信的な事項からなる(内田 一九八六他)。後者の曆注は五行説などによって規定されるものであるが、曆法ごとに多くの種類があり、また時代によって流行があったという。表3は遺物に現れた曆注を出現頻度の順にまとめたものである。資料1の年号の冒頭にみられる「金神」は貞享改曆以後行われた曆注といわれる。また「彼岸」の入り日は貞享曆と宝曆曆では数え方が異なっており、貞享曆までは春分、秋分の翌々日、宝曆曆では春は春分の六日前、秋は秋分の前日とされたという。資料1・2の「ひかん」の日付はいずれも春分、秋分の翌々日に当たっており貞享曆による数え方であることが分かる。

資料2の五月一日には「日そく」、資料1の四月十五日、資料2の十月十六日には「月そく」という文字が読み取れる。これらは日食、月食の予報を記したものと考えられる。過去の日月食を推算によって復元したオポルツェルの日食・月食表(内田 一九七五a、渡辺 一九八四)によると、「日そく」の記載がある寛保二年五月一日(一七四二年六月三日)は主に東北と西日本で観測され

表3 曆注の出現頻度

表3 曆注の出現頻度				
資料1：白金館址遺跡			資料2：芝離宮遺跡	
曆	注	頻度	曆	注
庚	申	7	節(節気)	6
己	巳	7	庚	申
八	専	6	己	巳
節	分	2	八	専
彼	岸	2	彼	岸
八十八夜		1	入	梅
入	梅	1	半	夏
半	夏	1	土	用
土	用	1	二百十日	
二百十日		1	冬	至
冬	至	1	小	寒
小	寒	1	大	日
大	日	1	月	食
月	食	1	月	食

「庚申」(かうしん)「己巳」(つちのとみ) は各々の干支の日付を示している。「八専」の日付は干支でみると全て「壬子」(みづのえね) の日に相当している。「節分」は立春の前日のみ記されている。
 「彼岸」は貞享暦と宝暦暦では数え方が異り、遺物のものは春分・秋分の翌々日とする貞享暦の数え方である。「八十八夜」「入梅」「半夏生」「土用」「二百十日」は現在では雑節とよばれる曆注である。「八十八夜」「二百十日」は立春から数えるが、太陰暦では年により立春の日付が異なるため注記しないと分りにくかったという。各々晩霜、台風に注意する日として知られる。「入梅」は太陰暦では五月節芒種のあとの最初の壬(みづのえ)の日である。「半夏生」は梅雨のさかりにあたり、天から毒が降るので井戸にふたをするという言い伝えがある。「土用」は五行説から生まれた曆注といわれる。「冬至」「大寒」は二十四節気のうちの中気、「小寒」は節気にあたる。なお資料2の「セツ」は全て小暑～大雪の節気の日付と照合している(表2参照)。「年徳」と「金神」は頒暦の冒頭に方角と共に記されるもので、「年徳」(歳徳)はその年の縁起の良い向き「金神」は悪い向きといわれている。具注暦への記載は貞享改暦以後のことで江戸時代に入り流行したという。なお「日そく」の記載のある資料2五月一日は食分10の皆既日食、「月そく」の記載のある資料1四月十五日、資料2十月十六日は月食のあった日であり、正確に予報されている(内田 1975 a、渡辺1984)。

貞享暦を記した陶器碗

る皆既日食のあった日であり、「月そく」の記載がある寛保二年十月十六日(一七四二年十一月十二日)、寛保三年四月十五日(一七四三年五月八日)は月食のあった日である。渡辺敏夫氏の研究によるとこれらの月食は仙台藩士戸板保佑の『仙台実測誌』という記録の中で食の状態や時刻の測定が行われている(渡辺 一九八四)。

当時の曆法では日月食の正確な予報は非常に重要な問題とされていた。江戸時代に入ると日月食を凶日とする考え方は少なくなったものの「曆法の疎密を験するは交食にあり」といわれ、曆法の精度が試される重要な機会となっていた(内田 一九七五b)。真朔の太陰太陽暦では日食は月の第一日(朔日)、月食は満月となる十五日か十六日に生じることになるが、地上で食の見える範囲はかなり限定される。このような日月食の予報や観測が行われていたことは当時の技術水準の一端を示すものといえよう。

資料1・2に記された曆注は帰忌日、血忌日といった吉凶に係わるものは少なく、むしろ現在でも使用されている八十八夜、入梅、二百十日といった季節変化の目安となるような曆注が多いようである。選択されている内容については後に当時の伊勢暦との比較によって詳しく

検討してみたい。このような暦注の他に遺物の暦では「庚申こうしん」、「己巳つちのとみ」、「八専はっせん」の三つの日付が多数記されている。当時の日付は六十干支の組合せによって甲子から癸亥に到る六十種類の日付が繰り返されることになるが、庚申と己巳の日付についてはその全てが記されている。庚申や己巳は民間信仰との関わりの深い日付でもある。八専の日付は干支でみると全て壬子みづのえねの日に相当している。八専は干支によって規定される暦注のひとつであり、壬子の日は八専の入り日に当たるといふ。これらは略暦にも記載される場合があるが、このような三つの日付が特に記されていることが遺物の暦の大きな特徴と考えられる。

(4) 伊勢暦・田山暦との比較

前項では資料1・2に記された暦の内容や意味について検討してきたが、これらは許可を得て製作されたものとは考えにくく、また陶器の外面に記されているという点からみても特殊な暦の一種と思われる。遺物の暦の特徴については当時常用されていた印刷による仮名暦との比較によって明らかになると思われる。当時普及していた暦のひとつに伊勢暦がある。伊勢暦には暦注なども詳

細に記載されている。今回は国会図書館蔵の寛保二年、同三年の伊勢暦を閲覧することができた。十五世紀後半ころ遠国では京の大経師暦がなかなか手に入らなかったため、伊勢神宮の御礼を配る御師に暦の入手を依頼したのが伊勢暦の始まりといわれている。その後寛永年間に伊勢山田に暦師が生まれ、伊勢暦が成立したという。伊勢暦は御師の手代が諸国の檀家に伊勢神宮の御礼おおねさ(大麻)を配布する際にみやげ物として一緒に届けられたものであり、売買は禁止されていた。当時は伊勢暦以外にも江戸暦、仙台暦、会津暦などが存在するが、貞享改暦以後は内容は同一であるといふ。⁽⁷⁾

伊勢暦は折本の体裁になっている。暦には一定の書式があり書誌学的な分析が必要であるが、ここでは広瀬秀雄氏の頒暦の解説(広瀬 一九七八)を参考に伊勢暦の構成を見ることがしたい。図3は寛保二年の伊勢暦の一部である。暦首の第一行には暦の出版地と出版者名がある。第二行はこの暦の通用する年号と干支、一年の日数などが記されている。三行目からは上下二段に分かれている。上段は三鏡宝珠形の文様をはさんで、大歳神から豹尾神にいたる八将神とその年の所在方向が示されている。三鏡宝珠形の下には歳徳神と金神の所在方向が記さ

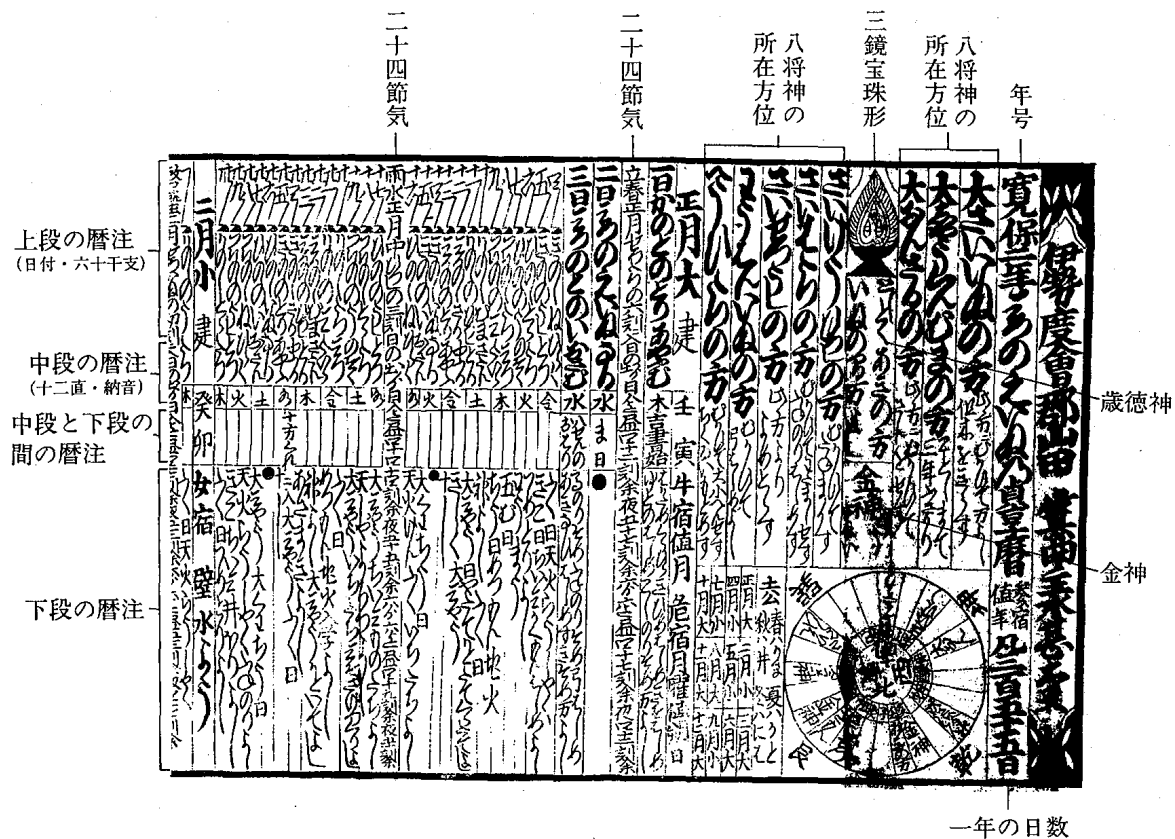


図 3 寛保二年伊勢暦の暦首

れている。下段右側の円陣は諸神の方角を图示したもので、その左側には土公神の所在、及び各月の大小が記されている。

その次の行から月日の欄が始まる。月日の部分は「上段」、「中段」、「中段と下段の間」、「下段」の四つに大きく区分することができるようである。上段には日付とその干支、二十四節氣などが記載される。日付の干支に続けて「たつ、のぞく……とづ」までの十二直と、横線の下に木火土金水の五行の割当て（納音）があり、この部分が中段の暦注とよばれる。中段と下段の間の暦注は納音の下の野線で囲まれた部分であり、貞享暦では表4の1に示した十三ヶ条が採用されたという。その下、下半部が下段の暦注で貞享暦では約二十ヶ条がある。各暦注の詳細については省略したいが、中段以下のほとんどは日時吉凶にかかわる事項といえ、特に下段の暦注はそうした傾向が強い。一方、中段と下段の間の八十八夜、入梅、二百十日などは生業や生活との関連の深い注であるが、八十八夜、二百十日は貞享暦以後に採用されるようになったたわが国独特の暦注で、明暦二（一六五六）年の伊勢暦の暦本から記載されるようになったといわれている（渡辺一九七六）。また入梅は具注暦、仮名暦とも

表 4 伊勢暦（貞享暦）と資料1・2の暦，田山暦の比較

※——は該当なし

暦の部位	1.伊勢暦の暦注	2.資料1・2の暦注	3.田山暦の暦注
冒頭	八将神 歳徳神・金神・土公神 他	—— 歳徳神・金神のみ	大歳・大陰・歳刑・歳殺(四神) 歳徳神
上段	日付(六十干支) 二十四節気 日食・月食予報	朔日を十二支で表記 冬至・大寒・小寒、節気(資料2のみ) あり	朔日を十二支で表記 冬至・小寒 あり
中段	十二直(たつ・のぞく…とづ) 納音(木火土金水)	—— ——	—— ——
中段間と下段	天一天上・十方暮・三伏 八 専・土 用・二百十日 間 日・八十八夜・節分 社 日・入 梅 彼 岸・半夏生	——・——・—— 八 専・土 用・二百十日 ——・八十八夜・節分 ——・入 梅 彼 岸・半夏生	——・十方暮・三伏 八 専・土 用・二百十日 ——・八十八夜・節分 社 日・入 梅 彼 岸・半夏生
下段	受死日・天火日・凶会日 十死日・地火日・天赦日 五墓日・大禍日・神吉日 婦忌日・狼籍日・大明日 血忌日・滅門日・鬼宿日 重日・時下食・往亡日 復日・歳下食	} なし	——・天火日・—— ——・地火日・—— ——・——・—— ——・——・—— ——・——・—— ——・——・——
その他		・「庚申」「己巳」の日付は全て記載	・「甲子」「庚申」「己巳」「初午」「初壬辰」の日付 ・「種蒔よし」「田植よし」「稲刈よし」 等の農耕に直結する独自の注

に十七世紀後半以降からの記載である。貞享暦では宣明暦にあった「没^{もち}」と「滅^{めつ}」の注記を止めるなど暦注の簡素化がはかられたといわれている。広瀬秀雄氏はそれまでの公家中心であった暦を民衆のものにしたことを示す、として高く評価している。

このような伊勢暦と資料1・2の暦注を比較したのが表4である。もちろん茶碗の外表面という限られたスペースの問題はあるが、逆にスペースが限られているために製作者が特に重視した内容が浮き彫りにされる可能性もあろう。この比較によっていくつかの興味深い点が判明した。暦を区分した順にみると、まず暦の冒頭の部分では、遺物では八将神は全て省略されており、歳徳神、金神の所在方位のみが記されている。日付は朔日のみが十二支で表記されるが、十干は省略されている。二十四節気ではいづれも寒中に当たる冬至、小寒、大寒の三つが記されている。但し資料2のみに見られる「セツ」の日付は節気の日付を示している。中段の暦注は全く記されていない。中段と下段の間の暦注は表4に示したように、十三ヶ条のうち八専、彼岸、土用、八十八夜、入梅、半夏生、二百十日、節分の八ヶ条が認められる。下段は特に吉凶、禁忌に関する暦注であるが、資料1・

2には全く記されていない。

以上をまとめると、資料1・2に記された暦には中段及び下段の暦注は全く認められない。記載があるのは「中段と下段の間の暦注」といわれる部分がほとんどであり、その中でも江戸時代になってわが国で考案された暦注が多く選択されているといえよう。このことは換言すると、当時は公家社会で重視されていた吉凶に係わる暦注は知識として知られてはいたものの、むしろ気象や季節の変化に係わる暦注のほうが重視されていたことを推測させるといえよう。

遺物の暦に認められるこのような特徴は田山暦といわれる東北地方で発行された特殊な絵暦（南部絵暦）とも共通点が認められるようである。岡田芳郎氏の研究によると田山暦の創始には平泉中尊寺にいた田山善八という僧が関与しており、本来天台宗の民衆教化のために作製されたものという。田山一帯はもとも天台修験の教勢が強い地域で、田山暦は修験者が檀家に配布するという形で発生、発展したといわれている（岡田一九八〇）。現存する最古の田山暦は天明三（一七八三）年の暦といわれている。表4の3は岡田氏により解読された天明三年田山暦の暦注を同様な方法で比較したものである。こ

の時期は宝暦の施行期間にあたり、下段の暦注は若干増加しているが、この比較の上では貞享暦と大きな変更はない⁽⁸⁾。これによると田山暦においても中段の暦注は記載がなく、下段の暦注も天火、地火以外は記されていない。また中段と下段の間の暦注は多数記載されていること、日付は朔日のみ十二支で表現すること、日月食予報があることなど時代は若干下るものの資料1・2の暦と類似した構成が窺えるといえよう。一方田山暦では「種蒔よし」、「田植よし」、「稻刈吉」といった農作業に直結する独自の暦注が多数記載されているのが特徴的と思われる。

以上のような伊勢暦、田山暦との比較を通じて明らかになった資料1・2の暦の特徴についてまとめると次の二点に要約することができる。

一、遺物に記載された暦の内容は当時の常用暦の一部が選択されている。暦注の中で記載があるのは「中段と下段の間の暦注」が大多数を占めており、中でも近世に入りわが国で考案された季節の変化に係る暦注が多い。一方公家社会では特に重視されたという日時・方角の吉凶に関する中段及び下段の暦注は全く記されていない。

い。そのような点からみると遺物の暦は近世的な特徴を備えた暦ということができよう。

二、一に述べた特徴は東北地方の田山暦とも共通する部分がある。一方田山暦では「田植よし」、「種蒔よし」といった農耕に直結する注が多数認められるが、遺物の暦ではそうした生産活動に関連する独自の注は行われていない。こうした点では生産活動とは直接係わらない都市的な生活を反映した暦と考えることができる。

以上のような分析から資料1・2に記された暦の特徴はかなり明確になったといえよう。しかしながらこれらがどのような目的で製作された製品であるのかは不明である。前述のように当時は暦に類する商品の販売は幕府によって禁止されている。もちろんこれらの遺物が禁制の目を盗んで販売された暦に類する商品であった可能性は否定できないであろう。しかし遺物の暦は一枚刷りの略暦などの内容とも若干異なるようであり、また庚申、己巳などの日付が多数記されている点が特徴的と思われる。これらの日付は甲子などと共に略暦にも記載される場合があるが、いずれも信仰に係わりのある日付といえる。また江戸暦などは売買される暦であったが、伊勢暦や田山暦は御師や行者によって檀家に配布されるという

形で普及したことからも分かるように、当時の暦は単なる商品ではなく宗教的な頒布物という性格をも依然として有している。こうした諸点から考えると、これらの遺物は特定の信仰に係わる集団によって祭祇や儀礼の日付を示すために製作、頒布された可能性が考えられるといえよう。このような考え方は限定的な生産を予測させる現在までの遺物の分布状況とも矛盾するものではないと思われる。次章ではこのような観点から遺物の暦が製作された目的や経緯について考察を試みることにしたい。

4 民間信仰との関連

(1) 庚申、己巳、八専について

まず遺物の暦に特徴的な庚申、己巳、八専とはどのような意味を持つ日付であるか検討してみたい。庚申は第一には庚申信仰との関連が考えられる日付である。庚申信仰については民俗学の分野で多くの研究が行われている。窪徳忠氏の研究によると守庚申は中国の道教から取り入れられた信仰の一つで既に平安時代から行われていたという(窪一九八〇)。一般的には六十日に一度の庚申の晩に寝ると人間の腹中にいる三戸さんしの虫が抜け出し、天帝にその人の罪過を告げてしまうため、庚申の晩には

儀式や飲食をして夜明しをしたとされる。江戸時代になると庚申待として庶民の間にも全国的に広がった民間信仰のひとつである。庚申待は講的結合で行われるのが一般的であったといわれている。現在も各地に残る庚申塔は庚申講中が庚申縁年を記念して建立したものとされている。

己巳の日は七福神のひとりである弁才天の縁日である。齊藤月岑の『東都歳時記』には己巳待としてこの日に弁才参りの行われる寺院が記されている。上野不忍池の弁才天が有名であるが、遺跡の周辺では増上寺山内、三田寺町仏乗院に弁才天がまつられている。弁才天は水際にまつられることが多く、水神であると共に財宝に縁のある福神と考えられている。江戸町人の間では江戸中期以降弁天詣が大変流行したという(宮田 一九八九)。

八専は干支によって規定される暦注のひとつで、壬子から癸亥に到る十二日間のうち干と支が同じ五行(木火土金水)になる八日間のことである。八専は柱立て、棟上げに吉、嫁とり、結婚、奴僕を求め、売買し、また神仏のことを忌むとある。またこの日は本来軍用で軍事に忌むが町屋には関係ないとする説明もある(内田 一九八六)。

庚申信仰との関連から庚申について述べたが、庚申は富士信仰においても重要な干支であり、庚申の年を富士山の御縁年とする考え方がある。このような考えの背景としては富士山が出現したのが孝安天皇九十二年庚申六月であったという伝説上の故事、あるいは万治の頃に山崎闇齋によって庚申即猿田彦説が唱えられたのに伴い、浅間神社においても猿田彦が祭神のひとつとして採用された経緯などが指摘されている(窪 一九八〇、宮田 一九八一)。両者の関係については更に検討を重ねる必要があるが、以上のような点から庚申は富士信仰との関連も深い干支であることが分かる。

(2) 遺物の暦の製作者についての仮説

江戸時代の都市における信仰は神道、仏教、道教などが習合しあい複雑な様相を帯びている。特に江戸では特定の効能に係わる多数の神仏が生まれて盛んに信心されるという状況があり、流行神現象はやりがみと称されている。こうした中で十八世紀中葉以降に江戸とその周辺部で大流行した信仰に富士講がある。江戸には「八百八講」といわれるほど富士講が多かったといわれている。富士講が組織として急速に発達するのは文化文政期以降のこととい

われているが、六代目の行者といわれる食行身禄が富士山で入定した後、元文元（一七三六）年にはすでに身禄の弟子、高田藤四郎が「身禄同行」という講を興している。この講は安永八（一七七九）年に江戸の最初の富士塚といわれる高田富士を築造したことで有名である（岩科一九八三、平野一九八七）。

また渋谷道玄坂の吉田平左衛門という講頭は富士山頂の「金明水」を管理する「山吉お水講」をたて、金明水を富士の加持水と称して信徒に与えたことが資料2の年号と同じ寛保二（一七四二）年の町触に記されている。これは富士講に関連する御触書の初見といわれている（岩科一九八三）。

「寛保二戊辰九月

此間町中にて、富士之加持水と名付、病人薬をも相止させ、右之水はかり数盃相用ひ、万一病気快候得は、富士門弟と申成し、勤メ込候由、不埒之事に候間、早々相止可申候、若相背におるては、吟味の上急度可申付候、此旨町中可触知者也、九月」（御触書寛保集成）

吉田家関係の文書を集成した『吉田家文書』（渋谷区教育委員会 一九八一）によると、山吉講は天明年間には元講と枝講を合わせ約二十八講を数える巨大な組織に成

長している。枝講としては芝増上寺大門講、芝神明講、芝高輪町講、品川宿講、目黒滝前講、芝伊皿子并魚藍前講、下谷池之端講、麻布桜田講、麻布谷町講、麻布広尾町講、麻布永坂町講、赤坂今井町講、麻布十番講、京橋鈴木町講、渋谷宮益町講などがあげられており、現在の港区、目黒区、渋谷区などの多くの区域が含まれている。山吉講クラスになると構成員は千名を越えていたと推定されている（宮田一九八九）。ここに取り上げた白金館址遺跡、芝離宮庭園遺跡の所在する地域も山吉講の分布した範囲にはほぼ含まれている。山吉講以外にも江戸には多数の富士講が存在するが、このような文献記録によると二遺跡の所在地は当時富士信仰のなんらかの影響を受けていた地域と考えることができよう。

さきほど庚申の年を富士山御縁年とする考え方があることを指摘したが、富士講が隆盛を向かえる寛政十二（一八〇〇）年、万延元（一八六〇）年の庚申の年には前年より江戸各所に登拝を促す高札が掲げられ、平年に倍する登拝があったという。庚申縁年はさらに古く十七世紀以前にまで遡るといえる考え方もある（宮田 一九八一）。また富士講と庚申との関係については、例えば富士講の絵札の中には二猿あるいは三猿のモチーフが多

用されていること、あるいは江戸近郊の庚申塔の中には富士山道中の道標として用いられているものがあることなどが指摘されている（岩科一九八三）。遺物に記されているのは庚申の日付であるが、庚申は富士信仰との縁も深い干支であるといえる。

また弁天信仰との関連から己巳について述べたが、蛇（巳）は弁才天の使いでもある。『新編武蔵風土記稿』、『守貞漫稿』、『東都歳時記』などによると、富士山山開きとなる旧五月晦日、六月朔日には駒込の富士権現をはじめとする各所の浅間神社では麦藁で作られた蛇が縁起物として売られたことが記されている。『東都歳時記』のなかでは、宝永の頃、百姓の喜八という者がふと思いついてこれを作って祭礼の日に市で売ったところ、疫病が流行した時にこの富士の蛇を求め帰った家からは病人がでなかったため富士詣の麦藁蛇が評判になったとある。

以上は十八世紀中葉以降、江戸市中で隆盛を向かえた富士信仰、富士講との関連から遺物の暦に特徴的な庚申、己巳という干支の説明を試みたものである。富士講に関連する陶磁器の例としては、富士講の人々が吉田の御師の家で使用した飯碗、盃、土瓶などに講の笠印を染付や上絵付で施したものが伝世している。但しこれらは

製品の特徴からみて十八世紀末葉以降のことと思われる。もちろんこのようないわば状況証拠のみから資料と富士講を結び付けることはできないであろう。例えば八專については今のところ富士講との関連から説明することはできない。しかし暦の性格からみて、これらの遺物が何らかの信仰に係わるものであるとすれば、ほぼ同時期に江戸市中でこのような組織と広がり形成しつつあった富士信仰と関連して、講元などによって頒布されたもの、という仮説を呈示することも不可能ではないだろう。もちろんこのような仮説は今後文献史料、考古資料の双方から検証する必要があることはいうまでもない。

江戸時代は現代に近い時代であるが、江戸時代の遺跡からは目的や用途の特定できない遺物も多数出土する。ここに紹介した遺物もそうした一例に過ぎない。そのような場合には従来の知識を基に仮説をたて検証を行う必要もあると考え、不十分ながら仮説呈示を試みた次第である。関連する領域の研究者の方々の御教示を賜うことができれば幸いである。

5 ま と め

江戸府内の遺跡から出土した暦を記した陶器碗の考古

学的な特徴を述べ、暦の内容や意味について暦学や民俗学の分野の研究成果を参照しながら検討してきたが、本稿をまとめると以下のようなになる。

- 一、江戸時代の年号、暦を記した二点の資料を紹介した。これらの遺物は出土遺物や遺構の年代を推定する重要な資料となりうる。復元された年代が寛保年間の相前後する年となったことや現在までの類似資料の出土分布状況からみると、これらの製品は限られた時期に限定的に製作された可能性が考えられる。
- 二、年号を欠損する断片的な資料について太陰太陽暦の月の大小、朔日の干支、二十四節氣の日付などから年号を復元した。暦はいずれも正確に写されており、このような遺物が遺跡から出土したことから考えて十八世紀中葉の時期に江戸市中では暦はすでにかなり普及していたことが考古学資料の上からも裏付けられる。
- 三、遺物の暦の内容は主に暦注から成るが、記載された内容は選択されている。伊勢暦との比較によると、中世以来の貴族社会で重視された日時吉凶などに係わる暦注は少なく、むしろ近世にわが国で考案されたという気象や季節の変化の目安となる暦注が多く採用されている。また農耕などの生産活動に直接係わる注は行われていない。そのような点からみると遺物の暦は近世という時代、また都市的な生活を反映した暦と考えることができる。
- 四、江戸時代における暦の印刷及び発行は幕府による厳しい規制が行われており、資料のような暦は特殊な目的のもとに製作されたと考えられる。当時の暦は売買を目的とするものが存在する一方、御師や行者によって頒布されるという宗教的な性格も有している。遺物の暦には庚申、己巳などの日付が特に多数記されているのが特徴的である。これらは民間信仰との関連の深い干支であり、何らかの信仰に係わる遺物である可能性が考えられる。
- 五、十八世紀中葉以降に江戸及びその近郊で大流行した信仰に富士講がある。遺物の年号である寛保二年、三年頃はその形成期にあたっており、出土した地点はその後富士講の卓越した地域に含まれている。また庚申や己巳は富士講との関連からある程度説明することのできる干支である。そのような点から遺物の製作、頒布には富士信仰が関与していたのでは

ないかという仮説を呈示した。

ここに取り上げた遺物は考古資料、文献史料双方の性格を有している。暦は年代推定の手がかりとなるばかりでなく、当時の天文学的な技術、さらには人々の時間認識や季節感の反映された興味深い史料である。但し今回は暦本などを含む文献記録の調査については充分とはいえず、今後の課題としたい。また呈示した仮説についても今後検討を重ねる必要がある。近世考古学においても基本的な研究上の手続きは他の時代と変わることはないものと思われるが、資料の解釈に当たっては様々に蓄積されている文献史研究の成果との対応をはかることが不可欠であろう。近年では関連する諸分野との検証、総合化のあり方、さらに考古学資料の歴史的検証可能性などの方法論上の課題も呈示されている（鈴木 一九八八 a b c）。今後の研究ではそうした諸点をふまえ、研究方法の一層の深化をはかってゆく必要がある。

本稿の執筆にあたり、鈴木公雄先生、松本健氏、西田泰民氏、東京天文台より御教示を頂いた。また暦の解説については小沢詠美子氏、本間義裕氏の御協力を得た。末筆ながら記して感謝申し上げる次第である。

註

貞享暦を記した陶器碗

(1) 上絵付はマツフル窯に属する錦窯で行われる。上絵具

の成分、性質は様々であるがいずれも着色剤と溶媒からできており、釉よりもはるかに低温で溶解する（加藤 一九七二）。錦窯は比較的簡便な施設であり、連房式登窯などに比べ遺構として残存する可能性は低いが、当時の絵図類などによるとこのような窯は江戸にも存在したと考えられ、近世遺物を研究する際には注意すべき問題と思われる。

(2) 白金館址遺跡は南北に接続する一連の区画であるが、

発掘調査は現在の土地所有者の違いから港区特別養護老人ホーム建設用地、亜東関係協会東京弁事所公舎等建設用地の二件に分けて実施された。調査面積は両地区を併せ約3000㎡である。

(3) 八、九世紀の暦を記した資料としては静岡県城山遺跡出土の神亀六（七二九）年暦の木簡、宮城県多賀城跡遺跡出土の寶亀十一（七八〇）年暦の漆紙文書、茨城県鹿の子C遺跡出土の延暦九（七九〇）暦の漆紙文書、正倉院文書の天平十八（七四六）年暦、天平二十一（七四九）年暦などがある。いずれも漢字で記された具注暦である。

(4) 定朔とは太陽や月の運動の遅速を考慮して朔を決める方法であり、そのため月の大小は複雑な配列となる。一方平均朔望月の長さのみによって朔を決める平朔の方法では端数がたまるまで大の月と小の月が交互に現れる。

日本で使用された暦のなかでは元嘉暦のみが平朔で他は定朔によっている(内田 一九八六)。

- (5) 前述のように太陰太陽暦は閏月を置くことによって暦日が一ヶ月以上季節から外れることを防止しているが、一ヶ月の外れは農作業などに対しては無視できない大きなものである。そこで季節の基準となる事項を暦に記載しないと暦と季節との関係が判明しないため、一太陽年を二十四等分した約十五、二日ごとの月日、時刻に特別な名称を与え、これを恒気または平気の二十四節気という(広瀬 一九七八、内田 一九八六他)。従って太陰太陽暦の二十四節気の日付は年によって異なったものとなる。二十四節気の名前については表1、表2を参照されたい。必ずしも日本の気候に合致した名称にはなっていないが、それは二十四節気の名前が紀元前数世紀頃の華北の気候をもとにつけられているためという。
- (6) このことから資料2の暦は寛保二年の暦であることが確認できる。

(7) 但し薩摩藩によって発行され、領内のみに通用した薩摩暦は内容を若干異にするという。渡辺敏夫氏は薩摩が中央から離れており暦本の入手が困難であったこと、緯度が低いため日出入時刻がやや異なることを理由として述べられている(渡辺 一九七六)。また薩摩暦には清の時憲暦の暦注が多数記載されているが、これは時憲暦を使用していた琉球との関係によるものであろうという興

味深い指摘を行っている。

- (8) 宝暦改暦に際して、貞享暦にはあまりに不吉に係わるものが多いとして天恩、母倉、月徳という三つの暦注が追加された。

(9) 江戸時代の伝統的な大都市の民俗は多様な階層、職層、生業が混交しあい、信仰の問題に限らず複雑な様相を呈している。宮田登氏は水稻栽培を軸とする農業民の社会秩序を基礎にしたハレ(晴)とケ(曇)の概念は農村時代の分析に大きな効果を發揮しているが、この分析枠組みが農村とは異なる生活リズムを有する大都市江戸の日常生活にそのまま適応しうるか問題を提起されている。例えば農村では神供のハレの食物である米や酒が都市では常用されていることに示されるように都市の日常生活はきわめて多様化しており、単純な類型化はできなくなっている点を指摘されている(宮田 一九八一、一九八二)。このような指摘は近世の都市を対象とする考古学においても重要な問題であり、今後は単なる概念の借用ではない検討が必要になるだろう。

参考文献

- 井之口章次 一九五九年「年中行事一覽」『日本民俗学体系』7平凡社
- 井野辺茂雄 一九二八『富士の信仰』(一九八三復刻版)名著出版
- 若科小一郎 一九八三『富士講の歴史』名著出版

内田 正男 一九七五a 『日本曆日原典』雄山閣

一九七五b 『曆と日本人』雄山閣

一九八六 『曆と時の事典』雄山閣

一九八七 『曆の語る日本の歴史』そしえて

岡田 芳郎 一九七二 『日本の曆』木耳社

一九八〇 『南部絵曆』法政大学出版局

一九八四 『太陽と月にかかわる曆の成り立ち』

『生活文化史』2 雄山閣

小川 顕道 一九八一 『塵塚談』現代思潮社

加藤唐九郎 一九七二 『原色陶器大辞典』淡交社

喜多川守貞 一九七三 『守貞漫稿』(朝倉治彦編)東京堂出版

旧芝離宮庭園調査会 一九八八 『旧芝離宮庭園遺跡』

窪 徳忠 一九八〇 『庚申信仰の研究(上)』原書房

一九八三 『中国から日本へ―星をめぐる民間信

仰』『日本民俗文化大系』2 小学館

齊藤 月岑 一九六八 『武江年表』1、2 東洋文庫 一一

六、一一八 平凡社

一九七〇 『東都歳時記』1、2、3 東洋文庫

一五九、一七七、二二一 平凡社

桜井徳太郎 一九七六 『講』『日本民俗学講座』3 朝倉書店

渋谷区教育委員会 一九八一 『渋谷区史料集第二』吉田家文

書』渋谷区

ジョン・ポチャラリ 一九八九 『真の曆を求めて』歴史と民

俗』4 神奈川大学日本常民文化研究所編 平

凡社

白金館址遺跡調査会 一九八八a 『白金館址遺跡I』

一九八八b 『白金館址遺跡II』

一九八九 『白金館址遺跡III―研究編―』

鈴木 公雄 一九八八a 『出土六道銭の組合せからみた江戸

時代前期の銅銭流通』『社会経済史学』第五三

卷 第六号

一九八八b 『考古学入門』東京大学出版会

一九八八c 『近世考古学の課題』村上徹君追悼

論文集』

高柳眞三・石井良介編 一九五八 『御触書寛保集成』岩波書

店

一九七七 『御触書天保集成』岩波書

店

中尾 堯・坂本 要 一九八四 『仏教と年中行事』『日本民俗

文化大系』9 小学館

永田 久 一九八二 『曆と占いの科学』新潮社

芳賀 登 一九八四 『明治における改曆の大混乱』『生活文

化史』2 雄山閣

原田 大介 一九八八 『6 遺物1 第一次調査の出土遺物(1)』

『陶磁器類』『旧芝離宮庭園』

平野 栄治 一九八七 『富士浅間信仰』雄山閣

広瀬 秀雄 一九七八 『曆』近藤書店

府中病院遺跡調査会 一九八九 『武蔵国分寺跡出土の漆紙文

書

—研究編—

松田 訓 一九八八「1、2旧芝離宮庭園の歴史」『旧芝離宮庭園』

一九八九c「第2章7寛保三年の年号・暦を有する陶器碗」『白金館址遺跡Ⅲ—研究編—』

宮家 準 一九八〇『生活のなかの宗教』日本放送出版協会

柳田 国男 一九六三「二十三夜塔」『定本柳田国男集』十三 筑摩書房

宮田 登 一九七五『ミロク信仰の研究』(新訂版) 未来社
一九七六「暮しのリズムと信仰」『日本民俗学講座』3 朝倉書店

一九六三「民間暦小考」『定本柳田国男集』十三 筑摩書房
一九六九「都市と農村」『定本柳田国男集』十六 筑摩書房

一九八一『江戸歳時記』吉川弘文館
一九八二『都市民俗論の課題』未来社

山形万里子 一九八九「第1章近世近代の遺跡周辺」『白金館址遺跡Ⅲ—研究編—』

一九八四「日本人の生活感」『日本民俗文化大系』9 小学館

吉野 裕子 一九八三『陰陽五行と日本の民俗』人文書院

宮本 常一 一九八九『江戸の小さな神々』青土社
一九七〇「民間暦」『宮本常一著作集』9 未来社

渡辺 敏夫 一九七六『日本の暦』雄山閣
一九八四『日本、朝鮮、中国—日食月食宝典』雄山閣

桃 裕行 一九七一「四大を避けること」『歴史地理』九一—三

森本伊知郎 一九八六「第3章考察二節2陶磁器」『郵政省飯倉分館構内遺跡』

一九八八「第2章4陶磁器」『白金館址遺跡Ⅰ』
一九八九a「江戸における陶磁器流通について」

『考古学の世界』慶応義塾大学民族学考古学研究室編 新人物往来社

一九八九b「第2章3陶磁器」『白金館址遺跡Ⅲ』